

工事における現場環境改善費【FAQ】

Q1. 「現場管理費」と「現場環境改善費」で対象となる熱中症対策はなにか。

A1. それぞれ対象項目が異なります。

現場管理費…主に現場労働者を対象とする対策費

例：空調服、経口補水液等飲料、塩飴、熱中症対策キット 等

現場環境改善費…主に現場作業環境の改善を図るための対策費

例：遮光ネット、大型扇風機、製氷機、ミストファン 等

Q2. 営繕関係の実施内容として、快適トイレを設置したが「建設現場における快適トイレ設置試行要領」で実施する内容と重複するのは可能か。

A2. 「建設現場における快適トイレ設置試行要領」に基づき快適トイレに関する費用を計上した場合、率計上における現場環境改善費の対象とはなりません。

Q3. 「現場環境改善費」により実施した内容は、工事の成績評定の加点対象となるか。

A3. 現場環境改善費として実施する内容については、工事の成績評定の加点対象にはなりません。

ただし、現場環境改善費として実施する内容以外で地域貢献等行った場合は、この限りではありません。

Q4. すべての屋外工事が対象となっているが、工事の一部が屋内で行うような工事（トンネル工事等）は、対象工事に含まれるか。

A4. 対象工事は、主たる工事内容で判断します。工事の一部が屋内で行う場合であっても、主たる工事が屋外であれば、現場環境改善費の対象となります。

また、トンネル工事も、坑内の作業であります。屋外という位置づけになるため対象工事に含まれます。

Q5. 「工事内容により実施が困難なもの」「効果が期待できないもの」について、具体的に該当する工事はどのようなものか。

A5. 以下の工事を想定しています。

「工事内容により実施が困難なもの」

- ・通年維持工事など数日間をもって現場を転々とするもの
- ・現場作業が1ヶ月程度と見込まれる工事

- ・緊急性の高い応急対策工事

- ・製作工事のみ 等

「効果が期待できないもの」

- ・計上費目で達成が困難な項目がある場合

例 現場事務所が設置できない

山奥等（周辺住民が少ない場所）で事業説明による効果が小さい 等

Q6. 空調施設（クーラー等）の設置は熱中症対策に関する費用として、積上げ計上の対象となるか。

A6. 率分と積上げ分で重複した実施内容で計上を行うことはできません。

率分の「営繕関係」により実施した場合、積上げ分の熱中症対策として計上することはできません。

しかし、率分の「営繕関係」で実施しない場合で、積上げ分の熱中症対策として計上することはできます。

Q7. 「各計上費用（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容」とあるが、実施する内容が3つ以下や5つ以上の場合は、どのようになるか。

A7. 実施した内容が3つ以下、もしくは4つ以上計画したが0の計上項目があった場合、条件未達成となり現場環境改善費は計上できません。また、5つ以上実施した場合でも共通仮設費に計上する金額は4つの場合と同様です。

（実施した内容数と設計計上の対象/対象外の例）

	実施した項目数			
仮設備関係	1	1	1	1
営繕関係	1	1	0	3
安全関係	1	1	2	2
地域関係	1	0	1	1
計	4	3	4	7
対象の有無	対象	対象外	対象外	対象

Q8. 条件未達成であった場合にペナルティはあるのか。

A8. 現場環境改善費を実施できなかったことによるペナルティはありません。ただし、現場環境改善費の計上条件を満たしていないことから当初計上されている場合も含め、設計計上の対象外となります。

Q9. 「工事PR看板設置要領」で定められる看板設置費用について、現場環境改善費に含まれるか。

A9. 現場環境改善費における「デザイン工事看板」は、大規模に工事PRを行い、工事現場全体のイメージアップを視野に入れたものであり、「工事PR看板設置要領」で定められる看板設置費用については、共通仮設費（率分）に含まれるため、現場環境改善費で計上することはできません。

Q10. 現場環境改善費率について、「大都市（１）、（２）、市街地」と「左記以外」のどちらかを選択することになっているが、「大都市（１）、（２）、市街地」と「左記以外」は、共通仮設費率で選定した施工地域区分によるものか。

A10. 現場環境改善費率について、ご認識のとおり共通仮設費率で選定した施工地域区分に従い決定しています。

Q11. 施工箇所点在型（現場a・現場b）の場合に現場環境改善費の計上方法について、実施する内容4つの項目を現場a・現場bを併せて実施すればよいのか。もしくは、現場a・現場bそれぞれで4つの項目を実施すれば達成となるのか。

A11. 各々の現場で4つの項目を実施するのではなく、1工事で4つの項目を実施するものとしてください。

Q12. 提出する見積書に現場管理費や一般管理費に関する経費を計上してよいのか。

A12. 現場環境改善費は、現場管理費や一般管理費の率の対象額になることから、見積書に現場管理費や一般管理費に関する経費は、計上しないでください。

Q13. 当初、現場環境改善費の対象外工事として発注したが、受注者より実施する希望があった場合、変更してよいのか。

A13. 受発注者間協議により、実施の妥当性を確認したうえで、設計変更により対応してください。

Q14. 当初から現場環境改善費（積上げ分）を計上する場合は、どのような記載が必要になるか？

A14. 施工条件明示事項に予見される内容を記載し、経費に積上げ分を計上し発注する。

例示：施工条件明示事項に記載した場合、

4	その他（自由記載） 現場環境改善に係る取組		現場環境改善費の計上	全建の現場見学会への対応（パンフレット・説明用資料の作成含む）
	●			

Q15. 5 億円以下、大都市・市街地以外の工事で対象額 1,000 万円、積上げ計上 10 万円だった場合は、どのような計算になるか？

A15. 5 億円以下、大都市・市街地以外の工事の場合、

現場環境改善費率は

$$i = 32.5 \cdot 1,000 \text{ 万円（直接工事費）}^{-0.202} = 1.25280... \\ = 1.25\%$$

現場環境改善費（K）の算出式に当てはめると、

$$K = 1.25\% \times 1,000 \text{ 万円（直接工事費）} + 10 \text{ 万円} = \underline{22 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}}$$

Q16. 共通仮設費（率分）の計算対象外になる費用について、現場環境改善費の算定の対象となるか。

A16. 共通仮設費（率分）の算出対象外になる費用については、現場環境改善費算出の対象外になります。

要領第4条 積算方法参照

Q17. 災害復旧工事において、現場環境改善費は計上の対象となるか。

A17. 現場環境改善費における避暑（熱中症対策）・防寒対策費のみ計上の対象となります。

令和7年4月23日 事務連絡参照